

留意事項

吹田市消防本部総務予防室予防グループ（以下「予防グループ」という。）への火災予防広報の共創プロジェクト（以下「共創プロジェクト」という。）の提案に当たっては、以下の事項について了承いただいたものとさせていただきます。提案・相談前に必ずご確認くださいようお願いいたします。

1 提案者及び提案内容の条件

提案者又は提案内容が、次の（１）から（５）までのいずれかに該当する場合は、提案・相談の受付を行うことができません。また、受付後にこれらに該当する事実が判明した場合には、その後、提案者との調整を行いません。

- （１）提案内容が法令及び公序良俗に反する場合
- （２）提案内容が政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- （３）提案者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は関係があると認められる者である場合
- （４）提案内容に関し、公共性・公平性等の観点で、当グループとの協調が得られない場合
- （５）提案内容が市の施策や規定等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合その他連携を図ることが適当でないと判断される場合

※ 提案者は、民間企業のほか、大学等の研究機関、ＮＰＯ法人等の市民活動団体を含みます。個人（個人事業主を除く。）は対象外とさせていただきます。

2 実現の可否

提案の受付や調整の開始は、提案内容実施の合意となるものではなく、本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。提案内容については、調整の結果により、実現できないことがあります。また、本市関係部局等との調整などに時間を要する場合があります。

3 受付方法、場所

原則として吹田市消防本部総務予防室予防グループ窓口での受付、調整となります。

4 費用負担

提案の実現の可否にかかわらず、本市は、提案及び調整等にかかる一切の費用等（企画や協議等に要する人件費、交通費、資料作成に要する経費など一切の費用、生じた損

害等)の補填や賠償は行いません。また、共創プロジェクトに基づく広報活動に起因して第三者に損害が発生する場合であっても、本市は賠償責任を負いません。

5 情報公開

提案内容等については、提案が実現する際の公表を除き、原則として公表は行いません。提案実現時に提案内容等の一部又は全部の公表を希望しない場合は、別途協議させていただきますので、提案時または調整時にお申し出ください。

なお、市の職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、吹田市の情報公開制度（吹田市情報公開条例等）に基づき情報公開の対象となることから、公開の求めがあった場合には、法人等の正当な利益を害するおそれがある場合等を除き、原則として公開の対象となります。

6 提案内容等の利用

本市関係部局等との調整に当たり、必要な範囲で提案内容を関係部局等に提供する場合があります。また、提案を踏まえ、消防本部が実施を決定した場合に、競争性を排除するため賛同する他の事業者の参加を認めることがあります。その際に、提案者から得た情報等を利用する場合があります。

ただし、提案者独自の権利やノウハウなど公表等により不都合が生じる情報がある場合には、提案者の御希望を踏まえ、協議、配慮をさせていただきます。

7 秘密の保持

共創プロジェクトに基づく広報活動の実施等において、一般には公開されていない情報等の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、適切に情報管理を行ってください。